

大津家庭裁判所委員会議事録

1 日時

平成24年10月30日(火)午後2時00分から午後4時30分まで

2 場所

大津地方裁判所大会議室(本館1階)

3 出席者

(委員)五十音順・敬称略

川島明美, 小堀光實, 子安増生, 高橋陽一, 中山章, 野中百合子, 廣田由行, 森宏司, 吉村哲

(事務担当者)

花井義治, 稲留芳穂, 小山明弘, 松下紀子, 山田誠, 吉川和伸, 上馬場靖, 饒波岳人

4 議事

(1) 委員の異動の報告

事務担当者から, 裁判所委員1名の交替の旨報告があった。

(2) 新任委員(裁判所委員)の自己紹介

(3) 委員長の選任

委員の互選により, 森宏司委員を委員長に選出した。

(4) 前回委員会以後の改善結果等報告

事務担当者から, 前回委員会での委員の意見を踏まえ, 家庭裁判所が行った取り組みについて説明した。

(5) 意見交換

家事調停の申立てについて, 委員を申立人役, 受付事務を担当する事務担当者を受付役とする模擬の調停申立て及び申立書の記入を体験し, 事務担当者から家事調停に関して実情の説明を行った後, 家事調停の申立てに関する意見交換を行った。

発言要旨は, 別紙のとおり

(6) 次回の開催日程

次回のテーマは家事調停の内容について取り上げ, 日時は平成25年2月28日午後2時からとする。

(別紙)

(発言要旨)

(委員長, 学識経験者委員, 弁護士委員, 裁判官委員, 事務担当者)

調停申立書の書式は、申立ての種別毎に用意されているのか。

申立てが多い種別のものについては、その事件用の書式が用意されている。しかし、申立てが少ないものについては、記載例は用意してあるが、その事件用の書式までは用意していない。

申立てをするにあたり、相手方に請求するのに妥当な金額をどのように算定して記入すればよいのか。もし、記入した金額が妥当な金額より少ない場合、調停の場で金額を上げてもらうことはできるのか。

申立人が、相手方にいくら請求すればよいか検討がつかない場合は、請求額を「相当額」と記載してもらうことができる。また、具体的な金額を記載している場合でも、それが上限となるわけではなく、その額に拘束されることはない。

別居しており、相手方の住所が分からないときは、どのように申し立てたらよいのか。

裁判所は相手方の住所を職権で調査することはできないので、戸籍の付票を取るとか、実家に連絡を取るなどして、何とか居場所を調べていただくようお願いしている。

申立書の上部に「事件名」という記載欄があるが、事件名という呼び名には抵抗がある。また、申立書を書いてみて、1枚目は該当する項目にチェックを入れる方式であるのに、2枚目は該当する項目の番号に を入れる方式となっておりややこしい。チェック式で統一したらよいのではないか。あと、裁判所から申立人に電話をするときには、申立人の電話のディスプレイに裁判所の電話番号は表示されるのか。表示されるのであれば、裁判所からの電話であることが分かるようにあらかじめ伝えておいた方がよいのではないか。

申立人から尋ねられた場合は、裁判所から申立人にかけてときに表示される直通電話の番号をお伝えしている。

受付の対応時間に制限はあるのか。

特に制限はない。

申立書の「事件名」というのは私も違和感がある。なくてもよいのではないか。また、「夫婦関係等調整調停」との記載があるが、これはどういう意味か。

裁判所では、離婚や内縁解消、婚姻関係の円満などを目指す事件を「夫婦関係等調整」と呼んでおり、それを求める調停という意味である。

申立書の1枚目の下部の(注)に、「未成年の子は、付随申立ての(1),(2)又は(3)・・・」とあるが、付随申立ては申立書の次ページに出てくるので、この(注)にも、「次ページの付随申立て・・・」というように記載する方がわかりやすいのではないか。また、申立書2ページ目の「関係解消」の2(6)の年金分割に関する記載はわかりにくい。あと、「申立ての動機」欄の項目名が、動詞になっていたり名詞になっていたりするので、表現を統一した方が読みやすいのではないか。

それから、照会回答書であるが、この名前では何のための書面であるかが分からないので、それが分かる名前にする方がよいのではないか。また、照会回答書の「4 あな

たの仕事の状況」欄について、そのような状況を聞く趣旨と回答の仕方がよく分からないと感じた。さらに、以前に家庭裁判所に調停等を申し立てたことがある場合にその事件の事件番号を記載する欄があるが、書く必要があるのか疑問である。また、次ページの項目6から項目7に進む場合を分かりやすくできないか。あと、項目7では、審尋とか認容など分かりにくい専門用語が多い。最後に、項目7で、「地方裁判所に申立て等を行いましたか。」と過去のことを尋ねる欄の中に、「申立の予定」というこれからのことを記載する欄があるのは分かりにくい。

先ほど模擬の調停申立てを行ったが、その感想はどうか。

離婚の調停を申し立てるような場合に、離婚を決意するに至った思いを申立ての段階では話せず、1か月半も先の調停期日まで待つのはフラストレーションが溜まる気がする。また、調停を進める上で、調停委員が申立人を説得するという形で行うと、申立人にとっては厳しいのではないか。

調停の申立てに来る人は、憤懣を何とか聞いてほしいという思いが強いことも多いと思われるし、初めてくる人には「調停」とか「申立て」という言葉も難しい。先ほどの模擬の調停申立てを見て思ったのは、まずは相手の思いをじっくり聴いてはどうかということと、もう少しゆっくり説明してはどうかということである。ただ、あまり時間をかけると、後に待っている人を長時間待たせることになるということにもなると思うが。

模擬の調停申立てについては時間の制約の元で行っているという事情があるが、実際の申立てではどれぐらいの時間をかけているか。

申立てを考えている人の中には、手続についての説明ですむ人もいれば、委員が言うように、申立てに至る経緯を最初から時系列で話さないと気がすまないという人もおり、後者の場合でも一通り話は聞いている。そのような場合は、1時間ほどかかることもある。そのようなときは、後に待っている人には、先に申立書の用紙をお渡しして、待ち時間の間に書いておいてもらえるようにしている。

申立てを考えている人が、自分の主張を調停の場で適切に行えるように、まずそのような方法をアドバイスできる他の機関を紹介するという事はないのか。

法テラスや弁護士会などを紹介したり、裁判所以外の他の機関が相談を受けるのに適切と思われる場合には、事例に応じて例えば法務局を紹介するなどしている。

弁護士会ではどうか。

弁護士会でも相談はずっと行っている。定期的に無料の電話相談を行うなどしている。

裁判所では、弁護士会の法律相談のパンフレットのコピーを裁判所に来た人に配るなどして紹介している。

申立てに来た人に理解してもらうために、裁判所としてももう少しこのような説明をしたらよいのではないかと提案はないか。

申立人にとって申し込みやすいことが重要である。例えば夫婦関係の調停では、申立人は住所を相手方に知られたくないという人もいると思う。そこで、相手方に写しが送られる申立書に住所を書くことが必要なのかの検討や、書くとしても照会書に記載すれば足りるとすることはできないかなど、申立てをしやすくする方法を検討する必要があるのではないか。

申立人に対し、もう少しこのように配慮したほうがよいのではないかとはいえない

か。

受付の環境についてであるが、受付カウンターは、申立てをする人の両サイドには間仕切りがあるが、受付担当者の後ろで事務をしている職員との間には仕切りがない。他の職員との間にもすりガラスのような何か遮断するものがあつたほうがよいのではないか。

あまり意識していなかった点であるが、私としては、不測の事態があつたときに職員がすぐに出られればと考えていた。

裁判所は、できるだけ入りやすいようにとの観点から、入り口から中がよく見えるような作りになっているところが多いと思うが、今の委員の指摘にあつた、他の職員が気になるという観点についても検討してみたい。

低めのパーテーションを使って、立てば見えるが、座れば見えないというようにしたらよいと思う。

申立書、照会回答書について他に工夫、改善すべき点はないか。

照会回答書にある午前9時から午後5時までに連絡の取れる電話番号の記入を求められても、そんな番号はなく困ってしまう。

照会回答書の項目6に、裁判所に配慮を求めたいことを記入する欄があるが、特にない人もいると思うので、書く必要がない人は記入しなくてもよい旨の記載がほしい。

照会回答書の項目2の電話番号記載欄に、チェック項目として、「自宅」「携帯」「両方」とあるが、両方持っているときは「自宅」「携帯」の双方にチェックをいれればよいのであって、「両方」の項目を設ける必要はないのではないか。

照会回答書の項目7の「別添申立書写しのとおり」の記載がどういう意味かわかりにくい。

設備の関係でご意見はないか。

申立てをする人の入口と終えた人の出口を別にして、裁判所に来た者同士が出会わないようにしてはどうか。

裁判所に来た人に待っている間に手続きについて案内する職員を置いてはどうか。

庁舎に入ったときに、どこに行けばよいのかわからない人が多いのではないか。どのような用件ならばどこに行ったらよいかわかるよう表示がほしい。

家事調停の現状について改善したほうがよい点はないか。

申立人に必要書類の提出を依頼する場合、どのような書類を持ってくる必要があるかを表にして渡したほうがよい。

裁判所に備えてある目安箱にどのような意見があつたか教えてほしい。

待合室が狭い。立って待っている人がいるようにも見受けられる。

設置されているベビーベッドが汚い。あれでは利用しようという人はいないのではないか。

当事者からの事情聴取について、一方を長く待たせる場合に、不公平感を持ったりしないよう配慮がほしい。

前回の委員会での検討事項についての報告が今回なされたが、今後も続けてほしい。